

# 五月三日の会通信

11

神戸から……………2

菅谷(処分)過程における  
いくつかの文書……………23

15. I. 1973

## 主として神山君自身にあてた断片

五月三日の会のメンバーのひとり、神山義正君は、一九七二年九月三〇日、ドイツで死んだ。

「Georg Buchner 革命運動と文学創作運動と研究活動(神経系統の実証的研究)と Existenz-Georg Buchner 当時の交遊形態の転倒と……という『環』をおまえ自身生きられるか? という無限反復的な自問!」

『五月三日の会 通信』第七号(七一年三月七日付)の「私自身プラスなものにかいてた断片」のなかで、彼はこう書いている。この「無限反復的な自問」が、彼の死とまったく無関係であったとは、もちろん考えられない。そしてまた、彼をとりまくさまざまな外的状況——とりわけ「大学」——が、この「自問」を無限反復的なものななかへ押しこめてしまう要因のひとつとなったことも、じゅうぶんに想像できる。けれども、わたしにはいま彼の死を、そうした側面からとらえる気はない。

やはりわれわれはどこかで間違っていたのではないか、という想

いが、彼の死後、わたしにつきまとう。われわれ、とは、彼自身をもふくむ「私自身プラスなものか」のことである。間違っていたという言いかたは正しくないかもしれない。われわれが見なかつたものがあつたと言つたほうがより適切かもしれない。とにかく、無限反復的な自問のなかで立ちどまってしまふという思想、それどころか、無限反復を無限反復としか見ない思想を、絶つことはできないものか。無限反復的な自問、というものは実はありえない。まずまず自分を追いつめるか、ひきかえてみるか、ふたつにひとつ、というよりはむしろ、それらの複合をつねに新しいかたちで試みる。だが、われわれはそれをしたがらない。

自分を追いつめた彼も、いつのまにかひきかえていたわたしも、あるいは、彼とは別の道をたどつていま自分を追いつめている人間も、いずれも間違つているとすれば、もちろん、追いつめた彼がもつとも多くを見たのだと思う。だが、見たものを死というかたちでしかわれわれに伝達しない彼は、やはり死んだのである。だから、生きているわれわれ、いつのまにかひきかえてしまつていたわれわれは、伝達がさらにひきかえすことの口実になる危険のなかで、それでもやはりときどきはひきかえしつづけるだろう。

七〇年一月二四日、神戸地裁での第一回松下裁判のさい、退廷

(34ページにつづく)

## 神戸から

はしがき 松下研究室への仮処分にたいする異議申立による民事裁判は、6月から12月にかけて七回あり、国側証人として湯浅神大C部長、松下氏側証人として讃岐田さん、赤木さん、松下さん本人が証言しました。松下さんの証言は次回(73・1・24午後の予定)に続行されます。以下に掲載する公判メモは不十分なもので、関心の深い方は、より厳密・詳細な資料の所在について、松下さんへ問い合わせして下さい。  
刑事裁判は現在、ほとんど進行していませんが、次回が73・1・24午前10時に予定されています。

(N)

### 6・2 仮処分異議公判メモ

……  
松下 評議会でのわたしの陳述の機会は何回だったか？  
湯浅証人(神大C部長) あなたが直接来たのは二回と記憶する。  
松 場所は公開されていたか？  
湯 わからない。評議会は公開しない。評議会議長の許可がないかぎり、公開できない。

松 多くのひとからの、評議会への公開質問状にたいする、評議会の態度は？

湯 質問状は議長が預っているので知らない。私の判断では、答えようのない質問が多かった。

松 場所を秘密にし、傍聴人・証人・弁護人を排除し、私だけを暴力団ふうりに車に連れこみ、議長の指示に従わなければ陳述の権利を放棄したものとみなすという宣言がなされたが……？

湯 参考人については、出席の必要がない、と認めた。議長の宣言は記憶している。

……  
松 郵送料・電報料(たとえば審査説明書の送付などの)はどこから出るか？

裁判長 本件との関連は？

松 研究室が足りないなどという一方で、処分過程に老大な出費をしている。

裁 その質問はみとめない。

……  
松 本件研究室を現在誰が使用しているか？

湯 アメリカ人講師ハロウェイ。……

……  
松 その研究室に、両脇の室と同じ設備はあるのか。

湯 あると判断される。

松 事実はそれと正反対です。

湯 なら何も訊くことないでしょう！

松 松下・清水を告発したと証言されたが、そうか。

湯 告訴した。

松 この告訴以外に、告訴する予定はあるか。

裁 答えなくてよい。

松 前回主尋問の補足で、私以前にCで一回処分があったといわれたが、その点を調査したか。

湯 していない。

松 その処分のとき、教授会で本人は陳述の機会をあたえられたか？

湯 記憶にない。

松 本人は出席して、どうか寛大な処分を、と平伏された。そのため処分が寛大になった。憶えておられないか？

湯 憶えていない。

松 そのとき処分の程度について議決があつたかどうか、調べたか？

湯 調べていない。

松 調べると不利だからですか。

湯 ……

松 処分理由とされた国公法82条には三項目あるが、どれが私にあってはめられているか？

湯 説明書を見てくれ。

松 岡山大その他の事例と違い、私には第三項もあてはめられている。「非行」とは何か？

湯 私の考えでは、たとえばラクガキだ。

松 (処分説明書——甲2号証——を示して) 処分理由の1。引用文は私の表現の一部にすぎない。なぜ全文を引用しないのか。

湯 わからない。

松 2、全員0点は、じ教授会で認められたのではないか。

湯 処分説明書は評議会決定だ。教授会と関係ない。

松 3、教授会に欠席すれば処分されるのか。

湯 長期にわたって理由のない欠席をすれば。

松 理由があるなしの判断は誰がするか？

湯 私がする。

松 ⑤に守られた会議には出席できない、というのは理由にならないか。

湯 答えません。

松 4、入試のときに掲示を出すことが処分理由になるか。

裁 この証人は評議会の一員であつて、評議会そのものではない、ということを念頭において質問してほしい。

湯 貼紙だけでなく妨害行為もした、と評議会が判断したことは正しいと思う。

松 5、不除去をあなたは目撃しているか。

湯 していない。

松 それ処分理由とされることをどう思うか。

湯 評議会の判断は正しいと思う。

松 6、B一〇九占拠の主体は何と思うか。

湯 あなたを中心とする数人の学生グループと判断した。

松 自主講堂運動実行委員会という名は記憶しているか。

湯 記憶している。

松 あなたは実行委員のひとりだ、とわたしがいたら、あなたは笑いながら「喜んで受ける」と答えた。憶えていますか？

湯 いるが？

松 7、これが起訴理由であることも知っているか？  
湯 知っている。

松 告訴・供述というかたちで起訴に参加しているか。  
湯 告訴はしていない。供述については答えられない。

松 8、生物実験を担当した教官の数は？

湯 湯木講師一名

松 湯木氏は主任で、ほかにも担当者がいる。担当者は、講義が中止にならなかったと当時もいい、現在もいつている。もしそうなら、処分理由を撤回するか。

湯 「もし」には答えられない。

松 いずれ証人を出す。9の正門封鎖。正門以外からははいれないのか。正門封鎖と授業中止はどう関係するのか。

湯 答えられない。

松 (甲16号証写真集、「正門封鎖」の写真を示して) 写真は何を  
しているところか？

湯 封鎖解除を妨害している。

松 解除しようとしている人間は写っているか。

湯 わからない。

松 解除と妨害との関連は写真でわかるのか。

湯 見る人が見るとわかる。

松 そう見る、というための証拠が必要だろう。10にいう黒板への  
板書は、何で書かれたか？

湯 わからない。

松 11にいう事実を知っているか？

湯 よく知っている。

松 そのとき、どの段階で教授会の閉会を宣言したか。

湯 あなたと学生一〇〇人がはいつてきた、と思ったときに宣言し  
たと記憶する。

松 学生がはいりきらないうちですか。

湯 一部ははいつていた。

松 閉会の判断は証人一人でできるのか。

湯 ふつうは執行部と相談する。このときは記憶にない。

松 ラクガキと、ラクガキでないものの差は？

湯 所定外の場所に書いたものがラクガキ。

松 黒板に書いたものはラクガキでないのか。

湯 黒板ふきで消せるものなら、処分対象になるまい。

松 そういうものも写真集に多数ふくまれている。――入試妨害の  
おそれと仮処分申請の因果関係は？

湯 申請は3月28日だから、ない。

松 12項目以外に処分理由になるような行為があるか。

湯 知らない。主なものはふくまれていっていると判断する。少なくとも  
評議会はそう判断した。

松 反対尋問の全体をつうじ、証人は重要なことには「記憶がない」  
と答えているが、なぜか？

湯 その質問は控えていただく。

……

橋本 C教授会の調査活動にたいする、評議会調査の独自性を具体  
的に示せ。

湯 評議会による現場検証。写真撮影者の確認。松下さんが書いた  
と考えられるものの筆跡鑑定。

裁 (評議会で) 調査委員会はおかれたのか。

湯 おかれていない。

橋 では白紙からの再調査はないわけですね。

湯 調査委員会はないが、議長の委嘱した調査グループはあった。

これ以上は評議会議長の許可がなければいけない。

橋 そのグループにあなたははいつていたか。

湯 はいっていいない。いや、証言をとりけず。微妙なのだ。私は委  
嘱を受けていないが、実質的には協力している。

……

清水 9・22についての証言で「学外者二名を告訴した」といい、  
理由は「仮処分をふみにじって……」といつている。仮処分は私  
にも拘束力があるのか？

裁 法律的には、名宛人以外にはない。

清 なら私を告訴するのはおかしい。

裁 本件には関係ないから。

清 告訴内容は？

湯 不法侵入。

清 告訴主体は？

湯 私。庁舎管理権を委譲された者として。

……

## 7・5 仮処分異議公判メモ

(松下氏側の証人として、讃岐田氏出廷)

松下 経歴をかんとんに。

裁 あなたの判断でして下さい。

松 時間割に組み入れないと処分を先どりすることになる、という理由でもって、執行部は反対論を抑えたのではないか？

讚 そういう趣旨で運ばれたと思う。

松 私にたいして授業する意志があるかどうか聞く、という動議が出たか。

讚 動議かどうか、そういう意見はあった。しかしけつきよく、松下氏の意志を問わないことに決まった。意志を無視してことを運ぶ方向に進んだわけだ。

松 3・25の教授会の冒頭、3・13の時間割編成のための調査委員会結成の決定が、票決によるものだったか、決定ではなくてたんに意見分布を問われただけだったのか、ということでは紛糾があったか？

讚 むしろ3・18の教授会の冒頭で、そういう紛糾があった。

松 そのとき3・13の議事録の朗読要求が出たが、執行部は朗読したか。

讚 しなかった。

松 議事録朗読という基本的ルールすら、その段階では踏みにじられていたわけですね。

讚 そうです。

松 それ以降証人が出席を拒否されたのは、こういう教授会運営が洩れるのを怖れてですね。

讚 それが理由のひとつと思う。

松 評議会だけでは処分ができないことはご存じですね。

讚 慣行として当該教授会の審議・決定が先行する。

松 45年7月、評議会が私に審査説明書を交付。7〜8月、大学の内外でどのような反響があったか？

讚 学内でも反対の声があった。学外から公開質問状・要望などがあいついだ。

松 五月三日の会へ通信3、所載のものほか、8・19付であなたも加わる学内の30数名の教官の要望書があった。その内容は？

讚 警察権力と連繋しての処分への抗議、現行裁判制度以上の評議会の秘密主義への批判。この二点を中心に38名が署名して、評議会あてに提出した。

松 どう取り扱われたか。

讚 評議会の席で読みあげられただけで、主張は無視された。

松 評議会による私の「陳述の機会」の設定といわれるものの、具体的なたちはご存じですね。証人要求が人数もへらされ、文書提出のみに変えられたことも。

讚 知っています。

松 参考人とされた讃岐田さんの要望、1、松下氏の陳述が打ち切られるのなら参考意見は無意味になる、2、参考人の口頭陳述もさせろ、はどう扱われたか。

讚 聞きおく、というだけの扱いだっただけ。

松 参考人(複数)の意見は評議会だけにしか知られず、私には反論の機会がなかったわけですね。

讚 そうです。

松 C広報22号は評議員にどう影響したと思うか。

讚 重大な心証を形成したろう。

松 その資料は私の意見ぬきで作られ、配布され、証拠とされている。研究室問題に移るが、昨年4月9日、大学側が仮処分決定を執行しに松下研究室に来たことを知っているか？

讚 現場にいたから知っている。

松 決定書も未着の段階で、私の抗議にもかかわらず執行がなされたことを、ご存じですね？

讚 知っています。

松 (証拠として提出した写真を見せる。1の松下研究室は机とイスだけがあり、写真2の隣室は備品がより多数である。)ふつうの研究室の備品は2で、1の備品では研究室の機能は果せないのではないか。

讚 そう思う。

松 前回の湯浅証言に「本件研究室は現在米人講師ハロウェイが使用……」とある。湯浅証言は誤りか？

讚 誤りだ。

松 処分理由12項目について。項目1、へ情況への発言を部分的にぬきだして処分理由としている。「授業しないから処分する」というわけだが、全教官が授業しない時期があったのではないか。

讚 九月一日までそうだった。また、それ以後でも、はしょったかたちの授業があったが、これが授業といえるか、問題だ。

松 大学当局は、形式的な授業をするしただけを問題にするので

讚 そう思う。

松 全国で多くの教官が授業拒否をした。大学闘争の提起した問題を受けとめ、発展させようとして。それを広い意味での授業とみなせるか。

讚 闘争をへた時点では、授業という概念が流動した。多様なかたちがあったろう。

松 項目2、学生全員に同一点数をつけた教官は私以外にあったか？

讚 たとえば脇阪さん、全員80点。ほかにもあったと聞いている。

松 私の全員0点をふくめてそれらは教授会で承認されたか？

讚 45・1・15の教授会で、最終的に一括承認された。

松 項目3、教授会には必ず出席するという義務、規定はあるか。

讚 権利はあるが、義務はなからう。私の研究室の場合、実験の時間とかちあうと実験を優先、という事例が多い。

松 長期間にわたり教授会に出席しない教官はありうるか。

讚 当然ありうるし、問題にされることもない。

松 4、入試業務は全教官がするののか。

讚 義務ではない。

松 貼紙を出す処分、という規則・前例はあるか？

讚 いずれもない。

松 5、「退去命令」問題。45年8月、封鎖解除への学内の反応はどうだったか。

讚 C教官数十名が反対声明。「機動隊導入による授業再開に応じない」という意志表示。他学部でもあった。同じ意味で、全学教官有志40数名が坐りこみをした。

松 私の場合研究室に一人でいた。物理的な妨害行為ではなくて研

研究室にすることが、処分理由にされたのか？

松 そう思う。

松 6、B一〇九教室を「九月一日より占拠して」とあるが、自主講座運動がその教室を使用したのは、それより七カ月前からではないか。

松 そうだ。

松 その広い意味での授業に、私以外の教官も参加したか。

松 参加した。

松 C広報の作製責任者イワミ氏もいたことを記憶しているか。

松 記憶している。

松 45年3月から一年間B一〇九は当局が閉鎖して、授業に使用しなかつたのではないか。

松 そのとおり。

松 7、「授業妨害」。当日、スト解除がすでになされて「正常な授業」が始まっていたのか？

松 スト決議をしていたひとたちは、それを解除していなかった。

松 「授業妨害」は多かつたか。

松 これを「授業妨害」とよぶなら、それは数多くあった。

松 8、「生物実験」問題。担当者としてのあなたは、どういう実験の計画をもっていたか。

松 当日は、授業をするかしないか、という討論の段階だった。湯木講師をふくめて。「授業」はまだ始まっていなかった。

松 前回の湯浅証言、「担当は湯木講師一名」というのは誤りか。

松 誤りだ。また私は、実験が妨害されたと考えていない。そのことを私は評議会への参考人意見書で書いている。湯浅証人が知ら

ないのはおかしい。

松 9、正門がバリケード封鎖で授業できない、というのだが、正門が閉鎖されるとCは出入できないか？

松 正門を通る者はむしろ少ない。正門封鎖と授業中止は因果関係がない。やろうとすれば授業はできる。

松 10、当時あなたは授業についてどう考えたか。

松 前述のとおり湯木講師をまじえた討論を、11月5日まで続けていた。「機動隊導入による授業再開」はしないと声明していた40数名の教官は、いわゆる授業の形態とは離れたかたちを、それぞれにとっていた。

松 学生は授業をどう考えたか？自主管理の志向などがあつたか？

松 私たちの生物実験の討論も、学生の自主管理の方向で結論が出た。

松 授業問題については、幅広い意見の分布があつたわけですね。

松 そうです。

松 その期末に、通常のかたちの期末試験や成績評価がありえたか？

松 これが項目2に関連してゆく。――項目11、教授会の閉会宣言は、学生がはいりこむよりも前ではなかったか。

松 前だった。処分説明書の記述は順序が逆になっている。

松 45・4・8に、私をふくめて41名が逮捕された。大学構成員の反応は？

松 数百人の学生その他がその場で抗議行動をした。護送車の前に坐りこんだ。機動隊に排除されたが。

松 その日の教授会で、調査委員会報告がされているはずですね。

松 そのはずです。

松 12、C構内には処分対象になつたラクガキだけがあつたのか？

松 それは多くのものの一部だった。

松 いわゆるラクガキに、讃岐田さんにおもしろいものはあつたか。

松 意味をなさないものが、私にはおもしろい。

松 へへ広場のへへは処分理由がなく、主として黒板に書いたものを当局は気にしているようだ。そういうものは、大学の生活者にとって妨害になるか。

松 見る人によつてはたのしいだろう。私としては、ラクガキを消すにもまず総括が必要で、いまのところ消すわけにいかないんじゃないか、と思つている。

松 上原 46・4・9の仮処分執行の日、研究室のなかに花が咲いていたことを記憶しているか。

松 おぼろげながら。

松 その花はどういう経過を辿つてどこにあると思うか。

松 あそこにあつたものはすべて大学側に保管されているということだから、そこで咲いているだろう。

……

上野 検事（「国」代理人） 教授会は学生が来る前に閉会していたというが、あなたは出席していたか？

松 出席していた。

松 広報の記載は間違いか？

松 間違いだ。

松 検 学生が教官をとじこめ、自由な退出を妨げたことを記憶しているか。

松 妨げた事実はない。討論があちこちであつた。

松 検 教授会が終つていたのはどうしてわかるか？

松 閉会宣言が議長によつてなされた。

松 一判事 教授会と評議会の関係。教授会決定の尊重とは？

松 当該学部の処分決定が前提となる、ということだ。

松 判 それが行行というが、慣行という根拠は？

松 判 人事については、処分と反対の採用についても、学部が主体的に決定する。評議会は追認するだけだ。

松 判 0点採点が教授会で承認されたというが、その場にいたのか。

松 いた。

……

## 9・20 仮処分異議公判メモ

〔松下氏欠席。補助参加人からの申請により赤木氏が証人として登場。補助参加人による訴訟行為は、補助参加申請が却下されると、速記録から消されることはないが、証拠能力をみとめられない、とのことである。〕

上原 あなたの補助参加申立理由に「松下研究室の共同使用」ということばがあるが、いつごろから共同使用しているか。

赤木 一九六七年夏ごろからと思う。

上 Cのバリ封鎖後も？

赤 そう。

上 バリ封鎖中、ほかの教官も研究室を使用していたか。

赤 松下さん以外はほとんど見かけなかった。隠れて会議はしていても、学校へ来て学生と話したり、研究したりする者はいない。

かった。

上 71・4・9の仮処分執行のとき、研究室にいたか。

赤 いた。

上 その日の状況について。

赤 その日は主として文学上の討論のため、昼すぎから7時すぎまで研究室にいた。その間幾度か、大学側が執行を行ないたいといつて、やってきた。松下氏のところへ仮処分決定書がまだ着いていない段階だし、私物を持ち出せといわれてもその時間もない状態でもあったので、執行を待つように要求したが、大学側は譲らなず。われわれが七時すぎに帰ったあと、大学側はその研究室を封鎖した。以後、その研究室を使っている者は、幽霊以外、誰もいない。

上 4・9以降、その部屋を見たことがあるか？

赤 一、二度、外から見たことがある。

上 部屋の内部はどう変っているか。

赤 封鎖前の部屋は、研究室にふさわしい様子だった。たとえば机に花が生けてあったことも。封鎖後は机の前にイスがあるだけで、ほかは何もない。

上 仮処分執行に来た者のうち、誰かこの場にいますか。

赤 「「国」側代理人席の」右から二番目の人は、見おぼえがある。

裁判長 なぜそんなことを訊くのか？

上 証言に真実性がないと思えば、国側代理人が即座に反対尋問できるはずだ、ということをお願いしたいのだ。

裁 関係ない。

上 71年7月の人事院審理の会場に行ったことがあるか？ 河日に

？

赤 19日、20日、と思う。

上 両日、ぼくはそこにいたか。

赤 いなかった。

上 どういう理由でか。

赤 その問題は請求者（松下氏）側代理人によってその場で論議されたが、上原君は「大学の告訴によって」逮捕されていて出席できなかったのだ。

上 国側からは誰が来ていたか。

赤 湯浅氏ほか。弁護士もいた。

上 戸田学長は来ていたか。

赤 処分の責任者なのに、来ていなかった。

……

上 甲13号証、広報25号の20ページ、処分理由の1、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業、しけん等）を放棄する」について。

赤 この文言は「へ情況への発言」という文章からの引用だが、ごく一部分であり、いちばん曲解した引用のしかただ。

上 同4ページ、8・13のピラは、実物と違うのではないか。

赤 最後の2行、「ぼくたちは」以下は間違いであり、おそらく意識的、作弄的なミスプリントである。神大C広報にはこういう例が多い。

村尾 証人は……

裁 あなたは補助参加申立をしたか？

村 今日した。

裁 ちょっと待って。会議する。「休憩ののち」村尾さんの補助参加申立を却下する。

村 「即時抗告した上で、証人に」あなたが証人席にいますわつて、いることの意味は？

裁 その質問は許可しない。

村 あなたの松下さんとの共同研究の内容は？

赤 第二次大戦後、冷戦から雪どけへ、という通念があるのとウラハラに、資本主義とスターリン体制のりこえが依然としてできない、という問題性がある。この問題性や、新しい表現をもとめての表現運動など。

村 バリ封鎖のあと、研究のありようは変わったか？

赤 卑俗な意味ではないバリケードとは何か、という問題が出てきた。まだ答えはない。

村 甲12号証、広報22号の29ページ。4・15に議決があったと思えるか。

赤 その会議に出席していた人の話しでは、まず、これは意見分布なんや、というかたちで意見分布がとられ、そのあとから、それで議決があったことにされたのだという。そのようにして虚偽が事実化されているのだ。

上野検事（「国」代理人） バリ封鎖中は教官は来なかった、というが、来ても入れなかったのではないか。

赤 知らない。

検 4・9に、私物を持ち出す時間がなかった、というが、持出し要求が前からなされていたことは知っているか。

赤 知っている。

検 仮処分決定書の送達が松下氏の自宅へなされたことは知っているか。

赤 松下さんも私も研究室にいたから、そのことは知らない。

(以上 N)

### △九・二〇証言▽の

#### (不)可能性へむかうレジュメ

あらゆる領域での「証言」が開始されようとしている。しかし、「へ私」にとっては、いま「森川」公判と「研究室」公判へ同じ方法（「へ声」がとどかない領域へむかって投げる「へ」の彎曲過程の逆用）でかかわれ、という「へ声」の方へふりむくことが切実である。そして私はこのレジュメを「へ森川」公判に関する再求釈明プランを作成したのと同位相の諸条件の下に走り書きし、「へ研究室」公判の証言予定者の「へ二人」へ委託したい。

この「へ委託」がうみだす全ての過程を「証言」しつつ支えていくことを「へ私」は、ここに「へ宣誓」する。

一九七二・九・二〇 (非)存在のまま

松 下 昇 へ

註。 [略]

### 10・25 仮処分異議公判メモ

[記録者は遅刻して二時に到着。「債務者」側証人赤木さんへの、

松下さんの問いかけがすでに進行していた。」

松下 仮処分申請の理由として、大学側は懲戒免職処分の存在を第一に挙げている。この処分が存在するかいなかを聞きたい。人事院審理に出席していましたか。

赤木 いました。

松 そのとき処分者の代理者は、人事院への処分者側「答弁書」の提出がおくれたことについて、どういつていたか？

赤 山田代理者は、松下さんのつかうへゝの意味がよくわからないので、答弁書の作製がおくれた、と答えた。

松 すると教授会・評議会段階でも、意味がわからずに処分手続を進めたのだろうか？

赤 わからないまま処分した、と処分者はいつている。こんな処分は無効だろう。

松 大学側の仮処分申請理由の第二は研究室不足ですが、乙11号証の写真を示します。証人はこの写真の撮影過程に参加したか。

赤 参加した。写真1をうつす前には、その廊下に行った。

松 そのときA四二九〔研究室〕から誰か出てきたか。

赤 特色のある人物。外人。手に教材に使うようなものをもっていた。

松 A四二九をたえず使っているようすだったか。

赤 まるでそういうようすだった。

松 湯浅証言では、かれはA四三〇に相当する部屋を使っていることになっていて。――倉沢研究室（B四〇七）のなかを証人は見たか？〔…〕

赤 写真で見れば誰の目にも明らかのように、そこは目下研究室と

して使用されていない。

〔…〕

松 申請理由第三、「妨害行為の拠点になる」ということについて。「一部学生が出入し」「楽器を演奏したりして喧騒をきわめ…」といった事実があったか。

赤 学生が出入するのはどの研究室でも同じだ。楽器うんぬんは事実無根。いかげんなことを書いている。

松 「らくがき」で研究室使用不能の教官がいる、とあるが……赤 らくがきアレルギーでもなければ、それで使用不能にはならない。

松 「妨害行為の拠点」？

赤 研究室が昨春に逆封鎖されたのにも、「妨害」は多々ある。

それが行なわれるのは、すぐ警官を導入して強圧したりする大学当局・警察・国のやりかたのせいである。

松 仮処分裁判に国が熱意を示す理由を考えてみたい。研究室と、神大闘争のバリケードとは、どのような関係にあったか？

赤 バリケード解除のときに松下さんが研究室にいたのは、大学当局には思いも寄らぬことだった。研究室は、バリケードのおかれしていないバリケードだった。

松 すると裁判は、バリケード解除の延長と考えていいか。

赤 はっきりそうだ。〔…〕

〔松本、二月一日の公判廷で申請済みの補助参加人として、「債務者」側に着席。裁判長はこれを認めない。〕

〔反対尋問〕

上野検事 乙11号証の写真8、これは倉沢研究室の写真か。

赤 湯浅証人の問題にした「倉沢研究室」がこれだ。

上 これは実験準備室のもりで作ったのだが、研究室が不足したので仮りに倉沢氏にはいつてもらった、という事情は知っているか。

赤 知らない。〔…〕

上 あなたはどういう理由で神大に出入りしていたか。

赤 取材の目的、など。

上 あなたは神大の職員・学生ではないが、大学の了解のもとで取材にはいつたのか。

赤 暗黙の了解のもとでだ。

〔松下さんから、新たに北川透氏を証人に申請。北川氏は、その証言の必要性を法廷で説明する。〕

北川 『松下昇表現集』に収められた思想・表現はほとんどすべて、ここで問題にされている松下研究室で生みだされた。幻想のバリケードの内実を、この『表現集』はいつている。したがって、

『表現集』全体についての証言が必要だ。これが第一点。――第二点。五月、わたしは共同研究の一端をになうために松下研究室を訪れたが、すでに「大学当局によつて」封鎖されており、共同研究に重大な障害を受けた。

〔裁判所は合議の上、この証人申請をとりあげず、次回は松下さん本人を証人として尋問する、裁判所はほかの証人をもう必要としな

い、と主張する。閉廷。〕

## 11・15 仮処分異議公判メモ

裁判長 松下さんを証人として調べます。

松下 宣誓の問題について少し意見を述べたい。「証人が刑事上の

訴追もしくは処罰を受けるおそれがあるばあい証言を拒否できる」といつた箇条が民事訴訟法にあり、これに該当するばあい宣誓を免除しうる、ないし、証言後に宣誓をもとめることができる、という規定もある。

裁 尋問事項は？

松 （別紙を提出する。）

裁 これではわからない。具体的に書いてくれれば、そのとおり質問してゆくが。

松 では、九月二〇日に提出した「速記録にかんする異議申立書1」に即して、一項目ずつ述べることから開始したい。

裁 時間ばかりかかるし…… あなたは処分の不当性を証明しなければ、この裁判に勝てない。教授会の時点から、あるいはそれ以前から、根本的に述べてもらつてもよく、処分理由の逐一に反論してもらつてもいいが……

松 民事六部に国側が、「原本は三部にある」として湯浅証言の速記録を、書証として提出している。訂正は三部でしてくれ、とのことだし、六部〔本訴〕との関連からも、ぜひこの三部で発言したい。

裁 速記録に異議が出て、原本の訂正はできない。異議申立を調書に記載することができるだけだ。

松 すると原本はほんとうの証言ではなく、過渡的なものですね。  
裁 そのように言うこともできますね。——宣誓について合議しま  
す。(休憩)

裁 では三三六条によつて、宣誓させません。住所は？  
松 然秘します。いままでの審理経過から、適当に判断してくださ  
い。

裁 住所、年令、職業だけいってください。  
松 職業は起訴状などでは無職と書かれているが、タコヤキ業です。  
手紙に書く住所は「…」。三六歳。

裁 そのとお書きしますよ。まず私から訊く。「速記録にかんする  
異議申立書1」をあなたは出しましたか。  
松 出しました。

裁 それについて言いたいことがありますか。  
松 この文書はすべて私の意見だから、ほかの参加者もそれぞれ発  
言する必要がある。速記録の影響は他の公判や人事院審理にも及ぶ  
から、訂正の問題は重要だ。またこの申立書はあくまで「1」で  
ある。とりあえず第五回公判調書の記載について……

裁 ではそこから、村尾さんに質問してもらおう。  
村尾 橋本君の補助参加申立の理由を記載したなかに「論旨退学さ  
れてきた過程……」という言葉があるが……

松 橋本君がここにいないので、仮装して答えざるをえませんが、  
「論旨」は明らかに間違い。「自主退学を要求されてきた過程」  
となるべきだろう。「自主」退学強要という行為は、神大当局の  
斗争手段の象徴である。「…」本人を呼び出して要求したの  
ではなく、親にたいして要求した。「…」

ある。事実は重層している。だが当局は、「審査説明書」の記述  
が「事実」かどうかを一回だけ評議会議長の指示どりに答えさ  
せ、それ以外の答えをすればただちに審理を打ち切つて判決をく  
だそうとした。真理を追求するという大学、法学者その他を大量  
にかかえている大学が、斗争の意味、私の表現の意味をかえりみ  
ないで、ひたすら「正常化」のために私の排除を急ぎ、陳述した  
という形だけを証拠として残すことに腐心した。私はこう考えた。  
私が腹を立てて陳述を放棄したら、当局は「事実については異議  
がなかった」として、即座に処分を決定するだろう。事実とは何  
か、それを追求するためにも、私は二回目の陳述の機会に、ひと  
りででかけた。私は事実について、aの文体批判をもって語りは  
じめた。評議会が私の文体批判、事実性論にうろたえた結果が、  
bの一層の平板化となって現われたのだろう。事実の具体的内容  
についてはあとで触れるが、aとbとを上野検事も湯浅証人も取  
り違えていることの背後には、このような問題があるのだ。——

「参考人を評議会の席上に呼び」と湯浅証言にあるが、席上に呼  
んだことはない。形式的に文書提出をもとめたにすぎない。——  
処分説明書の交付の状況。この場面に登場するすべての者の証言  
が必要である。②はユメをみていたのだろう。「その場でそれ  
を読み上げまして」というが、長い処分説明書を読み上げたのか  
？「…」

村 第六回公判(2・1)記録について。

松 湯浅証言「教官の中では非常に勤勉な教官…」は、意味が通じ  
ない上、湯浅証人が私をなお教官として扱っていることがわかる。  
「…」あとは次回に。

村 湯浅証言のふくむ誤りについて。

松 訂正は湯浅証人自身のなすべきことだ。少なくとも債権者代理  
人の意見を聞きたい。

裁 いまはあなたが証人なんだから……

松 では湯浅証人に仮装するわけですか。——処分の「議決」の間  
題。湯浅証言は讃岐田証言と矛盾するし、少くとも、「議決」が  
あつたという証拠は提出されていない。——上野検事は「審査説  
明書」をうんぬんするが、債権者の書証として出ているのは「処  
分説明書」だけである。湯浅証言も二つの「説明書」を混同して  
なされている。どうしてそういうことが起こつたのか、「五月三  
日の会通信」る号を媒介にして語りたい。この二つの「説明書」  
の差異は、大きな問題をふくんでいる。大学としては「審査説明  
書」(以下ではaと表記)交付、評議会での私の陳述、「処分説  
明書」(以下ではbと表記)作製という手続きを踏まないで処分  
に法的効力がないので、いやいや手続きをふんだ。ところでaは  
それなりの構成をもっているのに、bは項目を並列しているだけ  
で、構成を失っている。裁判でいえば起訴状のほうに構成があり、  
判決のほうは平板化されているわけだ。「陳述」には時間を指定  
してきたが、場所を予告できなかった。公開をおそれたからだろ  
う。「指定した条件のとおり陳述」か「陳述拒否」という二者  
択一のおしつけ。その権力性。八月二〇日の私の非存在は、当局  
が一方的に指定した時間と空間をつきくずして、われわれの側に  
奪回する方法だった。二〇日の「陳述」が流れた責任を私になす  
りつけつつ、翌日の呼び出しを告げる長い電報。こういういささ  
かコッケイな過程の背後に、事実とは何か、という重大な問題が

裁 ざつくばらんについて、三月末までに結審したい、という希望  
を述べておく。

## 11・15 研究室妨害排除公判メモ

〔民事3部での仮処分公判に続き、6部で三時半開廷。実質数分間。  
「被告」から申入書、証人申請書(神大の倉沢教官、人事院の足立  
公平委員長、上野検事、郡法相、北川透氏、森川加津子さん、菅谷  
規矩雄氏を証人として追加申請)、乙7号証(讃岐田証言)提出。  
次回期日は「追つて指定」。次回の審理段階としては「そろそろ証  
人の決定」とのこと。〕

(以上 N)

## 12・10 研究室仮処分裁判メモ

「別の法廷が遅くなりまして」と「国」(上野検事)が登場した  
のが一時半。予定より三十分以上おくれで一時三十四分開廷。へ村  
尾建吉(つづき)、池田浩士、赤木真澄の三名が補助参加人とし  
て、債務者(松下昇)にたいする尋問をおこなう。

へ村尾建吉氏(松下昇)にたいする尋問をおこなう。  
「補註」を準備して、参加者(債務者、債務者側の傍聴者・補助参加  
人)に配布した。その全文はつぎのとおりである。

へ十二・一証言へのいくつかの補註

(一) へ松下へ処分のnへ事へ性を、二つの起訴状、審査説明書、



処分説明書、……にあらわれている表現、文体等の距離を、そしてその裂け目を逆用して運動させていくこと。その際に、満ちあふれている「事」実群の全過程に関わってきたもののうち、「十一・二七」の刑「事」公判廷で「黒田証言」を開始している。「分離公判」の対応、関連を追求しつつ、展開する必要があるだろう。

・審査、処分説明書の理由の全てが、二つの起訴状の公訴「事」実の全文章を支え、喚び込んでいるが、時間的には最初の法的文書である五・二三付起訴状が審査、処分説明書の構成、内容を規定していること。

・審査説明書が起訴状（仮処分）公判では仮処分決定）に相当し、処分説明書が判決に相当するとすれば、審査説明書と処分説明書とがその間に挟んでいる約七六日間の日数は公判日数にも匹敵するものであり、更に遡って審査説明書の作成過程は起訴のための捜査、勾留過程に等しいといえるであろう。「争い」においては人「事」処分過程と刑「事」処分過程とが密接に連帯を保ちつつ、行なわれていたという、法国家権力の恐怖をかいまみることができるといえる。そのことは、起訴状や審査、処分説明書の文面に集中的に立証されている。

(二) 「○点」の評価に対する学生側の反応について、とくに、「○点」を投げつけられた学生の反応について。

(三) 広報二二号のP60に『注①9月分の休講に関する賃金カットは一応見送られた』という記載があるが、それは何故か。少なくともバリケード期間中における全教職員への休講「状

態を徹底的に検討する必要がある。教養部当局の主張する授業も研究も実施していないのであるから。P80に記載しているように、国家公務員が国民全体の奉仕者として職務に従事しなければならぬのなら、尚更、バリケード期間中の全教職員の勤務状態が検討されねばならない。

(四) 広報二二号（六九・二・二〇七〇・五・二三）と広報二五号（七〇・七・二〇）（七一・一・二二）とのすきまを流れている二カ月ほどの空白は何故、生じているのか。

(五) ……

一九七二年十二月一日

（村尾建吉）

これにもとづいておこなわれた「村尾建吉」氏の尋問と、それについて松田氏のこたえのうち、いくつかを記しておく。

村「争い」といわれるものについては、大学の処分と刑事処分とが一体となつて行なわれている。このことは審査説明書、処分説明書、起訴状などの文面から集中的に立証される。

松 昨年一月一日に証人申請をおこない、そこでは松下研究室にはいったすべての人を申請した。しかし証言したひとはその全部にはとうてい及ばない。そういう過程をひきずって、わたしはいわば最後の証人としてすわっている。起訴状は二種類ある（七〇年五月二三日、一月七日）。これらは甲第三号証一および二と

いかたちでこの裁判に出されているが、甲第一三号証（神戸大

学教養部広報）二二ページ以下にも転載されている。二重にあるというのには意味がある。三号証は原本のコピーだが、一三号証はここに掲載されるまでに経過をたどっている。つまり、『現代の眼』新年号の特集「危険な思想」に送った起訴状の文を、あらためて「教養部広報」に転載するという手間をかけている。起訴状は国家のラクガキだが、私からもつとも遠いへ「付の私の表現でもある。「危険な思想」にふさわしく、かつ原稿料三万円も送ってきた。ともかく、こういう経過をたどって一三号証となつたのだ。三号証二は、まだ処分が出るまえのもので、一は処分後だ。このふたつの日付が処分を包囲している。これは、刑事裁判と処分が相関連して進行していることを示している。公訴事実のそれぞれは、処分理由になつている。

村 五・二三付起訴状にはある記載が、一一・七付にはない。このふたつの関連について述べてもらいたい。

松 職業についても転々と記載が変わっている。また、日付、事実がいきなり出てきて、それらが出現してきたことの説明、記述がいっさいない。この記述方法は、人間の思想、行為を、ここまで「はこうだ」と切りとってくる手つきと似ている。私自身は、ここに書かれたことの何倍、何十倍も行為してきたかもしれぬ。それなのに、ある一部だけを切りとってくるのは何故か。

梅デー事件の判決をみて、その被告たちの反応をみると、大学闘争と二〇年もへだたっている。有罪とか被告とかいうことをマイナスのものとしてとらえているのだ。つねにヒトの言葉、法の言葉で生活するということは、この法治国家に生活するすべて

の人にとつても良い結果をもたらさないだろう。

村 自主講座といつても、B一〇九教室のものだけが起訴された。松 四五年九月一日の授業再開以後、すべてのひとが自主講座の参加者だった。B一〇九教室の自主講座は半年以上も後に起訴されている。もつとも集中的に闘争した私たちを起訴した。

村 一二月三日の教授会について、審査説明書の「先頭に立つて乱入し」という記述は、本年一月二七日の黒田証言と食いちがう。松 黒田証言は事実に近い。事務官の見る事実性の正しさを示している。

村 広報で、松下処分は議題にのぼっていない、とされている時点で、すでに起訴状は処分を先取りしている。

松 ある意味では検察官のほうが正直である。教授会のはらは、処分を考へてはいない、とごまかそうとするが、起訴状がそのごまかしを暴露する。

村 教養部のほとんどすべての教室に落書がされたのに、B一〇九教室の「くの字型十二個」だけが起訴されたのは？

松 大学闘争の過程で無数の落書がさまざまな場所に出現したが、黒板にはなかった。授業が再開されたとき皆の目が向くのは黒板であつて、これにもとづき黒板に落書が出現した。学校側にはこれが我慢できなかつたし、もつとも意味のわからぬ「くの字型十二個」が起訴されたのだから。

村 祝福としての○点を投げつけられた学生の反応は？

松 単位だけがはしかつた学生はがっかりしたろうが、留置所にとらわれていた何人かの学生は祝福としてよろこんだだろう。

村 （一九六九年）一二月五日の教授会で、「九月分の休講にたい

する賃金カットは一応見送られた」というが、パリケード期間中の全教職員の勤務状況はどうだったのか。また、証人として松下裁判に出席した讀岐田助手にたいする賃金カット問題もある。

松 パリ期間中、教職員はほとんど勤務していなかった。また、B一〇九が使用できないからという理由で起訴しているが、事実上、自分たちが逆封鎖したりして使用できなくしているのだ。

村 広報二二号の最後の日付と二五号の最初の日付との間の約二カ月は何か？

松 この二カ月の隙間には、広報委員会をふくむ国家権力全体にもいかなる意味でもとらえられぬ意味がかくされている。

このあと十分間の休憩ののち、赤木と池田が補助参加人の申立てをおこなう。赤木は書面で、池田は口頭で。裁判官合議ののち、両方とも「却下」。ただし準抗告して高裁決定がおきるまでは補助参加人として裁判に参加できるため、松下氏にたいする尋問を続行。池田は主として、「〇点」、「賃金カット」に関し岡山大学で坂本守信氏の全員八〇点を教授会が認めなかったこと、京大教養部では全員一〇〇点、全員九九点などが少しも問題になっていないこと、神戸大では、教授会は松下氏の〇点評価を承認せざるをえなかったのに、評議会段階でこれが処分の理由とされていること。京大農学部十教官の賃金カット問題、徳島大の山本光代助手が大学院生の処分に關する裁判に出席して賃金カットされた問題、京大経済学部竹本信弘助手の賃金カット問題などと松下氏にたいする処分との関連について質問した。

また赤木氏は、処分説明書の処分理由を順をおってとりあげた。

結果、裁判はあと四回おこなわれることになり、すでに決まっている次の二二月一三日のあと、つぎのような日程が決定されて、午後四時閉廷した。

一月二四日(水) 一時、二月二日(金) 一時、二月一四日(水) 一時。

(池田記)

## 12・13 仮処分異議公判メモ

(松下氏本人尋問の続き)

赤木補助参加人 国が仮処分命令申請の「根拠」とするものは、大まかに分けて三つあり、その一は「処分の適法の存在」だが、この点についてはどうですか？

松下 「処分の適法の存在」の十分な証拠は国によって提出されていない。その点を、速記録をつかって少し述べる。湯浅証人は、「もしも正当な論理によって処分がなされているのであれば、その過程はいつでもどこでも公開されてよいのではないか」という問いにたいして、「そうではありません」とだけ答えている。かれは「そうではありません」といいながら、その理由も述べられない。処分過程を公開すれば、大学の実態が明らかにになり、その構成員のひとりひとりが弾劾されるからだ。——8月5日の讀岐田証言は、C教授会の「調査委員会が三月に結成されたとして、その報告を四月に行ない、教授会が審議したとしても、それはあくまで時間割作製のための審議ではないのか」という問いにたいし、「教授会の審議過程からすればそうでなければならぬ」と述べている。その過程が処分過程にすりかわるわけだが、その間

これらをめぐる松下氏との応答のなかから次のような点が明らかになった。

○ 神戸大の封鎖期間中においても現在においても、松下以外の教官はほとんど業務をおこなっていない。

○ 封鎖期間中、本当の意味で研究をおこなっていたのは全共闘諸君だった。松下の研究活動自体が大学当局にとっては悪であり、それを罰したので。

○ 「正門を封鎖して授業をさまたげた」とあるが、教養部の学生はほとんど橋を通って構内に入るので、正門封鎖は入構には何ら影響ない。

○ 六九年一月八日に、吉村毅助教授担当の試験場に侵入して試験実施を中止するのやむなきに至らしめた、というが、これは、松下の文章を読んだ受験生が自発的に拒否して試験ができなくなったのである。自発的な行動にたいして罰するというのは、表現そのものを罰するというやりかたと同じで、ファシズムに近いものだ。

○ 黒板への落書について 授業のジャマになったどころか、むしろ楽しんで隙間に字を書いている教官、学生もいた。「くの字型」という表現は、死体、列車転覆など、犯罪にかかわりのあるものが検察官からみると「くの字型」にみえることとかかわりがある。

赤木氏の尋問は、「まだあと少なくとも十時間以上」つづく予定であるが、裁判所側は二月中旬で結審することを望んでおり、また「国」も「もはや尋問すべきことは全然ない」としている。相談の

の証拠は提出されていない。教授会審議の段階だけでも、このように問題が出てくる。国側が証拠を提出せず、ことばでの主張をするだけの現状では、裁判はこれ以上進展しない。

赤 国側のいう「根拠」の二、「研究室不足」については？

松 ほんとうに不足しているのなら、A四三〇、B四〇七を使用していないとおかしいが、それらは現在まで使用された形跡がない。

赤 松下さんは、研究室を他の教官と共同使用してもよい、と意志表示されたことだが？

松 誰かがA四三〇を使用しようとした場合、私が妨害を意図したことはない。共同使用を私は考えていた。

赤 一般に研究室はどう使われているか？

松 ほとんどの教官は研究室を週二回程度荷物置場として使っているにすぎない。

赤 教官が研究室で学生と話す、といったことは？

松 闘争前には「教官グループ制」というものがあって、週一回くらい研究室で、教官がグループの学生と話す、といったことがあった。しかし闘争になると、教官は学生を避け、研究室を避けた。闘争過程、とりわけ正常化過程で、教官がじぶんの受講生を警察に売り渡したりして、教官の欺瞞性が明らかにになり、教官への信頼感が崩壊して、「グループ制」も崩壊した。

赤 そういう研究室とは異質の、松下研究室の意味は？

松 国の仮処分命令申請書は、研究室を一定の広さをもつ空間としてしか捉えていず、研究室の意味を問うていない。69年8月のパリケード解除の日にも、松下研究室は解除されなかった。いまもある意味でパリケード続行中といえる。教師のもつ特権的空間と

もいえるが、私の場合、誰でも休息できる空間がたまたま大学のなかにあった、ということなのだ。ある女のひとがいったことだが、それは女の胎内の比喩としても考えられるのではないか。

赤 倉沢研究室について。倉沢研究室となる以前には、誰がそこにいたか？

松 A棟にはいりきらない教官を、B棟にただひとつしかないその研究室に入れていた。多いときには三名いた。「…」いまの使われていない状態とは違って、研究室だった。

赤 その室、B四〇七が、研究室以外の目的に使われた例は、では最近だけか？

松 そうだ。——もともと研究室として設定されていて、いま使われていない室は三つある。

赤 国側の「根拠」の三、松下研究室が「妨害の拠点」になる、という点について。申請書には、松下研究室が「喧騒をきわめ……」うんぬん、とあるが。

松 そう書いてあるだけで、証拠はない。私自身そういう記憶はない。

赤 国は「妨害」というユーレイを怖れて、研究室がありながら不足をうんぬんしているわけですね？

松 大学が三つも研究室を使えなくしていることが問題なのだ。

赤 退職ないし転任後、教官が数カ月ないし一年、研究室を使っていた例はあるか？

松 そういう例はいくつか知っている。

赤 菅谷さんについて。

松 かれは二年半、私と同じ研究室にいて共同研究をしていた。その

の後、名大をへて都立大に移り、大学闘争で授業拒否宣言をして本年6月15日に懲戒免職処分を受けている。このことの意味を考えると、松下研究室の意味は大きく拡大する。

赤 その研究室で書かれた論文が、書証の乙3号証である『松下昇表現集』にはいつているわけですね？

松 論文といわれたが、広い意味での論文だ。その一部分が『表現集』にはいつている。大部分は目下、国に「留置」されている。

赤 国側は、松下研究室をその後使用した（たとえば中川教官が）いつているが、封鎖したままではないか？

松 仮処分の内容は、国側が研究室を使用するのを妨害してはならない、というものだ。先に述べたように、そんな妨害はありえず、私は共同使用してもよいといっている。国は被害妄想にかかっているのだ。少くとも人事院審理の終るまで、共同使用、私の使用を認めるべきだ。「……」

赤 湯浅証言のなかに、仮処分執行のとき「松下研究室が乱雑をきわめていた」という趣旨の発言があったが。

松 居間や茶の間の「乱雑さ」、その部屋を使いこなし、そこで生活しているがゆえの「乱雑さ」というものがあるだろう。そしてそういうものを、ひとによっては「乱雑」と受けとる、ということがあるのだろう。

赤 この仮処分公判以外に、大学が松下さんを売り渡した裁判がほかにあるか？

松 研究室空間はいくつかの裁判を引き寄せている。「……」またこの仮処分裁判がもっとも早く、広汎な問題をふくみつつ進行している。

赤 湯浅証言のなかに、仮処分執行のとき「松下研究室が乱雑をきわめていた」という趣旨の発言があったが。

松 居間や茶の間の「乱雑さ」、その部屋を使いこなし、そこで生活しているがゆえの「乱雑さ」というものがあるだろう。そしてそういうものを、ひとによっては「乱雑」と受けとる、ということがあるのだろう。

ることは、この法廷空間が研究室空間に転化しつつあることを思わせる。このことを速記録を媒介にして述べよう。3月8日の湯

浅証言は、私への立入禁止命令の及ぶ範囲を「二次元的なC構内表面」とし、「空中にいろのは知りません、飛んでる場合は」と

いつている。72年2月15日のことに関連して学生と私が起訴された事件の起訴状（乙12の1号証）はしかし、私には公務妨害のみ

学生には建造物侵入だけを「罪状」としている。私に立入禁止が出ている時点だ。私が建造物侵入でないのなら、学生はそれ以上

にそうではない。公訴棄却が当然だ。私は「飛んで」いたのだろうか。「……」明日の公判（72・2・15の件の）では学生五名の

冒頭陳述があるが、私ははずされている。いわばこの証言が私の冒頭陳述なのだ。私にかかわる刑事裁判はほとんど開かれていず

「……」私による求釈明はいつになるかわからない。

赤 へ 分離公判（森川さんにたいするもの）は、最近いつあったか？

松 11月27日にあり、C元事務長の証言があった。

赤 ほぼどんな内容の証言か？

松 固有名詞で一番多く発音されたのは私の名前だった。私にかんする刑事裁判がまったく始まっていないのに、私にかんしての証言がすでに始まっている、という感じ。

赤 教授会「妨害」といわれるものについてのC元事務長証言と、「同じものについての、この公判での」讃岐田証言との重複、あるいは矛盾について。

松 事務長は二回にわたって会議室を出入したのに制止されなかったこと、途中でイヤケがさしたので別室へ行って休んでいたこと

を、問わず語りに証言している。その間に湯浅氏らは会議室で何をしてきたのか。公務中だったのか、そうでないのか。そのどちらであつても、公務妨害は成立していない。讃岐田証言によれば、

教授会はすでに解散していた。

赤 そのとき、ヘルメットをかぶった約百名の学生が、うんぬん、と神大C「広報」にあるが、事務長証言では？

松 この部分を否定している。元事務長すらが『広報』の誤りを認めただけだ。「……」

赤 70年5月に、松下さんに逮捕状が出た前後のことについて。

松 処分にたいする闘争をここで圧殺しようとする意図が、明らかに見られる。「……」私は学生にはなく、試験・単位制度の全体にたいして、0点をつけていた。学生諸君のなかにもそれに賛成

するひとが多かった。大学当局はこの問題が「新年度を迎えて」ひろがるのを怖れて、私を逮捕させたのであるだろう。この問題はいまこの瞬間も統いつている。いま同じ時刻に一人の学生が、

神大のある教室で、成績・単位の問題を提起している——この公判と関連しながら——関連していうと、処分は、処分者たちの

存在基盤の解体の表明だった。処分しなければじぶんらのほうが解体する。処分理由や処分過程の根拠のなさが、そのことを証明

している。

赤 刑事裁判の起訴状に二度出てくる「森川加津子と共謀して……」の字句と、最近社会問題になった一事件「外務省機密「漏洩」事件」とは……

松 事実性の水準としてはかけはなれているが、権力の発想の水準としては同一。男女二人を同時に逮捕・起訴することによって、

一種の宣伝に腐心している。

赤 逮捕状はこの点で、社会的な悪感情をひきおこすことを狙っているわけですね。——逮捕状の日付ですが、『広報』22号の本文は5月4日とし、同じ号の年表では5月12日としている。訂正もせずに。5月4日はむしろ、教授会が逮捕状を請求した日付ではないだろうか？

松 わからないが、教授会が逮捕状が出るのを知っていたようだ。裁判長「請求」ということばにひっかかるな。

赤 法律的には警察が裁判所に請求したわけですね。——『広報』のはらむ問題はまだまだ多いが、その一つ。『広報』22号63ページのビラは、松下さんが書いたものと推測していいのか？

松 広報委員会はそう推定しているが、これを書いたひとはいまこの法廷のなかにいない。関連しているが、『広報』は114ページの貼り紙の筆跡を、代筆と推定している。この推定も誤っている。

赤 『広報』は客観的であることをよそおっているだけでですね。『広報』25号27ページの2行目、「くだらない」とあるが……

松 あらかじめ判断を下しておいて説明する『広報』の態度が、くだらないのだろう。同じ号の39ページ9行以下の記述を見ると、広報委は松下問題の長期性を見通しているわけだが、それにしては編集が不正確であり、処分資料とするため、あるいは、くだらないとケチをつけるために作製したことが、明らかだ。処分する気になってから、「事実」を作り出したのだ。

赤 処分問題のほかに、教授会が松下さんの問題をとりあげたことは？

松 違う答え方をします。教授会といえば、教官がすべて参加して

いた、という先入観が働くだろう。しかし闘争の進行につれ、数十名のいわゆる進歩派教官は出席しなくなった。(その長期欠席は賃金カットや処分の対象になつていない。)かれらにとつての松下処分は、大学当局にとつてと別の意味になる。かれらが発言し証言する勇氣をもてば、もともと処分もありえなかつたらう。赤 69年夏、封鎖解除に反対した教官たち……

松 その段階だけでなくさまざまな段階で、反対の意志表示をした人は多いが、それが現在に痕跡を残してきていない。処分などなかつたのだ、といまかれらが証言できないことの意味が、これから問われてくる。

赤 そういふ教官が多数いる……

松 われわれの内部にも多数いる。ひとりひとりの内部に。赤 「……」あとは次回にしますが、いまもうひとこと、何かありますか。

松 いまの証言が、明日の(72・2・15の件の)公判の冒頭陳述、(「分離公判」森川さんにかかわる)の反対尋問、(「公判の求釈明、(「……」)そして、まだ出現していない裁判の主尋問(一行でいえば、(「……」)はいまどこにあるか?)……に相当する、と思えます。

(N)

## 菅谷〈処分〉過程における いくつかの文書

註 入手(一部筆写)、構成、回覧などの責任は八松下昇Vにある。

× 一九七二年二月十日

さし出し人不明の、出講曜日に関する問合せがへ独文研究室へから送られてくる。

○ 二月十七日 (独文研究室へへの返信

(へ解体新書へ通信、三月一日に掲載)

× 三月十六日

人文学部長からの「勧告書」

(「情況」六月号に転載)

この段階で都議会は、都立大総長が菅谷を処分しない理由を説明しない限り、予算の審議をしない」とドウカツしている。

× 四月四日

東京都議会議長、春日井秀雄から「依頼状」

(、都立大学の運営及びその現状についてききたいことがあるので、四月六日午後三時に都議会へこられたい」という内容)

菅谷氏はこの「依頼状」を伝達した大学当局者に出頭しない意志を口頭で伝えた。

四月十一日 再び「依頼状」が都議会議長から伝達され、次の点(要旨)に関する意見の表明を求めてきた。

一、昭和四十四年十一月十一日以来、授業をおこなわなかつた理由

二、現在まで給与をうけていることについてどう考えるか。

三、二年以上も教授会に出席しない理由。

四、授業(再開)勧告に回答しない理由。

五、教授会決定に従うかどうか。

六、一部学生と同道して教授会へ現われる理由。(とくに昭和四十七年四月五日)

七、この二年余の期間における出勤状況をどう考えているか。

八、成田事件で拘置された理由。

九、服務関係法令に対してどう考えるか。

十、その他。

○ 四月十七日

菅谷氏から都議会議長あてに、都議会の不当な介入、干渉、弾圧である」という内容の文書を提出。

× 五月四日

人文学部教授会は、学外でへ処分へ決議を(守られて強

行。(55・6・10)

× 五月八日

都立大学総長、団勝磨から「審査事由説明書」(別紙)①

が送られてくる。

○ 五月二十二日

× 「陳述」に関する提起」（別紙）②を発送

× 五月三十日

○ 六月六日 総長から「口頭陳述に関する通知」（別紙）③

○ 六月六日

× 「陳述」に至る問い」（別紙）④を配布

○ 六月十日付の「都立大学広報」二十四号によると、六月六日評議会開会中、「解放学校生」と目される学生らが立入禁止の廊下でデモをしたり、発煙筒を投げたり、ガラスを損壊したので、⑤を導入して排除したと報告されている。

× 六月十五日付にて東京都知事・美濃部亮吉から「処分説明書」（別紙）⑤が送られてくる。

○ 六月二十四日 解放学校拡大自主講座

× 「報告・討論」のパンフは、東京都日野市百草団地

二六八―四〇五 菅谷 あて申し込んで下さい。

× 三〇〇円・千八五円

× 十月六日

○ 処分者側からの「答弁書」（別紙）⑦

○ 十月三十日

× 「不服申立人」からの「反駁書」（別紙）⑧

（十二月二四日現在、東京都人事委員会による審理期日は未定である）

四七都大総第一二四号  
昭和四十七年五月八日

菅 谷 規矩雄 殿

東京都立大学総長

団 勝 磨

審査事由説明書の交付について

このことについて、第三九八回評議会（昭和四十七年五月八日開催）において、別紙のとおり決定しましたので、交付します。

別紙 1

審査事由説明書

本説明書は、教育公務員特例法第九条第一項による懲戒処分の審査を行うにあたって、その事由を記載したものである。

一、審査者

東京都立大学評議会

二、被審査者

職氏名 東京都立大学助教授 菅谷規矩雄

所 属 人文学部独文学専攻 独語・独文学

一般第一講座

三、審査の内容

教育公務員特例法第九条第一項の規定による懲

戒処分

#### 四、審査の事由

被審査者が、教育公務員としての本来の義務を怠り、人文学部教授会の決定に基づく総長の授業実施の職務命令に従わなかったことは、地方公務員法第二九条第一項第一号及び第二号の規定に該当するものと認められる。

昭和四十七年五月八日

（教示）

被審査者は、教育公務員特例法第九条第二項の準用規定に基づく同法第五条第三項の規定により、この説明書を受領した後一四日以内に、口頭又は書面による陳述の機会を与えるよう請求することができます。

なお、上記の請求を行う場合には、総長あて文書によらねたい。

別紙 2

#### 「陳述」に関する提起

五月八日付審査事由説明書の「教示」にたいして、わたしは究極的には「口頭」による陳述の機会を与えるよう請求するものであるが、この「陳述」がなされるための必須の前段階として、つぎのような各条件が満たされなければならないと考える。

1、へ処分「審査」に関して、現在までに評議会が保有している全資料を、へ都立大学広報「によって全学に公表すること。

2、前記1の資料にたいするへ被審査者「のがわからの補足あるいは反証の提示。

3、前記の1、2にもとづくへ被審査者「のがわから書面による基本的な態度表明。（2および3については、1の公表以後少

くとも二週間以内に評議会へ提出するつもりである。）

4、3にたいする評議会（全評議員）の基本見解の公表。（2、

3、4は同時に、へ都立大学広報「によって公表されること。）

以上の諸条件は、へ処分「の全過程に関して最低限の公開性が保証されるために必須であるものにはかならない。へ口頭による陳述「そのものの具体的諸条件についてはあらためて提起するつもりであるが、まずその前段階に関して評議会が右の提起にどのように応ずる意志があるかをあきらかにしていただきたい。

一九七二年五月二二日

菅 谷 規矩雄

東京都立大学総長

団 勝 磨 殿

別紙 3

#### 口頭陳述に関する通知

五月二十二日付総長あての貴殿の文書は、去る五月八日貴殿に手交した審査事由説明書の趣旨に対し、教育公務員特例法に基づく、口頭陳述を請求したものと理解し、左記のとおり陳述の機会を与えます。

記

一、期 日 昭和四十七年六月六日（火曜日）

二、時 間 午後二時三十分より午後四時三十分まで

三、場 所 東京都立大学目黒校舎A棟第二会議室

四、公開・非公開の別 非公開  
五、注意事項

- (一) 陳述は、さきに手交した審査事由説明書に懲戒処分事由としてあげられた事実に関するものであること。
- (二) 陳述は、本人のみに許される。本人以外の第三者を帯同しないこと。
- (三) 陳述は議長長の指示に従って行なうこと。

以上の事項を厳守しないときは、陳述を打切り、陳述の権利を放棄したものとみなすことがあります。

なお、貴殿が五月二十二日付総長宛に文書をもって申し出た各案件は、五月二十七日開催の第四〇〇回評議会において審議の結果、認められないものと決定されましたので念のため申し添えます。

以上

昭和四十七年五月三十日

東京都立大学総長

団 勝 磨

菅 谷 規矩雄 殿

別紙4

I へ口頭陳述が開始されるための必須の前段階としてへわたしたちが提起したすべての条件を、評議会は認められないものと決定したというのみで、その理由をなら説明しようともせず、

ではなく、へ学問の内部本質に対して不可視的にしか存在しない人民に対して……なのだ。

V へ処分者評議会は、自らの立脚するへ学問の普遍性が、へ国家権力の内部に許容されるものであるにとどまることを証明しようとしているにすぎないか。へ法国家の存在に服属するにすぎないものであることを……? へ法国家の内部に包摂されえない普遍性において、へわたしたちをへ処分しうるか。

VI もしへわたしたちが、審査事由説明書のへ教育公務員としての本来の義務……という点にかかわりがあるのだとすれば、それはへ職務授業をへ怠ったかどうかといった皮相なレベルにおいてではない。

一九六九年一月いらいの、へ授業拒否にもとづくへわたしたちのすべての表現がへ国家権力を否認し、究極におけるへ国家死滅への道をおゆみつけようとするものの徹底した自覚に発するがゆえに、現存のへ法国家がさだめるへ平和的な国家および社会の形成者としての……国民の育成(学校教育法)にたいして、根底的に違法性をしめすものであるからにはかならない。

へ学問の本質から、この違法性をいかにへ処分しようというのか

一九七二年六月六日

菅 谷 規矩雄

へわたしたちの提起を恣意的に歪曲して一方的にへ陳述の日時および諸条件を指定してきたへ以上の事項を厳守しないときは、陳述を打切り……といった権力の言辭とともに。

II しかしなお、へ処分事由としてあげられた事実に関する……陳述が開始されるためには、最低限ブルジョア的客観性のレベル(合法性)において、へ事実性にたいする判断基準が保証されなければならぬ。へ処分は事務処理ではないのである。へわたしたちと評議会とは、本質的に対等であり、へ陳述の機会へは、まずへわたしたちの権利として存在するのである。

III a 資料の提示 b 弁護士の選任 c 公開(傍聴……)

d 証人・参考人 e 継続 f 記録の公正と公表……

すくなくともこれら諸条件が満たされないかぎり、すなわちブルジョアの合法性……客観性……さえ存在しない密室で、へ事実に関する……陳述にへわたしたちはどんな自由へ主体をかけるわけにもゆかないのだ。評議会がへ審査陳述においてへわたしたちの権利を、現行のへ裁判あるいは人事院(人事委員会)のへ審理に比しても、極少にまで制限しうる(しなければならぬ)根拠はどこにあるのか。何というへ不法よ。

IV 言うまでもなくへ処分への権限(自治!)の普遍性は、どこまでもへ学問にあるはずである。へ学問の本質におけるへ処分と、へ行政公務員法におけるへ処分との位相差は、なにによって、いかに媒介されるのか。

へわたしたちの要求するへ処分過程の公開とは、へ学問教育の内部本質にむかってへ処分を開示せよ……と言うことをも意味している。へ授業に可視化されるへ国民(都民?)

別紙5-1

処分説明書

交 付 昭和四十七年六月一日 整理番号 四七七一〇

所 属 東京都立大学

ふりがな すがや きくお  
氏 名 菅 谷 規矩雄

職 名 東京都立学校教員

生年月日 昭和十一年五月 九日

処分の種類及び程度 懲 戒 免 職  
処 分 年月日 昭和四十七年六月一日

根拠法規 地方公務員法第二九条第一項第二号

刑事裁判との関係 起 訴  
刑事裁判所に係属している・いない 昭和 年 月 日

処分の理由

菅谷助教の下記の行為は、東京都立大学教員として、その本来職務を放棄し、同大学管理機関ないし執行機関の命令に違背し、東京都の教育機関としての機能の遂行を妨げたものであり、これらの行為は、地方公務員法第三〇条、第三三条及び第三五条の規定に違反するものである。  
よって、上記の処分を行なうものである。

(別紙のとおり)

教示 この処分に不服のあるものは地方公務員法第十九条の二の規定により処分のあったことを知った日の翌日から起算し

て六〇日以内に東京都人事委員会に対して不服申立てをすることができ、「十字不明」内であっても処分のあった日の翌日から換算して一年を経過したときはすることができ。

処分者 東京都知事 美濃部 亮吉  
職氏名

別紙5-②

(1) 同助教授は、昭和四四年一〇月一日採用であったが、東京都立大学における封鎖解除後の同年一月一日よりの授業再開以来、授業拒否を宣言して授業を行なっていなかったため、昭和四七年度のカリキュラム編成にあたり、昭和四七年三月一六日開催の昭和四六年度第一六回人文文学部教授会は、昭和四七年度より授業を行なうよう勧告し、出講希望日を申し出るよう通知したが、これに従がわなかった。

(2) 昭和四七年四月五日開催の昭和四七年度第一回人文文学部教授会の決議に基づき、同年四月六日付で都立大学総長は、菅谷助教授に対して、定められた時間割により授業を実施するよう職務命令を発した。しかるに同助教授は、昭和四七年度授業が開始された同年四月一七日(月)の第二時限独語J E I C、第三時限独語S I Cおよび第四時限独語T I Cのそれぞれの教室で、黒板に「授業拒否」「解放学校」などと大書し、受講生には「独語の授業は行なわない」「単位は与えない」などと言明して正常の授業は行

なわなかった。それ以来本月まで時間割に定められた授業は行なわなかった。

(3) 昭和四七年度第一回人文文学部教授会は、昭和四七年四月五日に開催されたが、同教授会は教授会構成員のみによる会議であるにもかかわらず同助教授は無断で学生十数名を引きつけて侵入した。議長は「学生は速やかに退去し菅谷助教授は教授会構成員であるから教授会会場に残るよう」要請したがこれを拒否して前記学生らとともに同教授会を妨害した。

(4) 昭和四七年度第三回人文文学部教授会は、昭和四七年四月二六日に開催されたが、同助教授は同会場に過激派学生十数人を引きつけて押し寄せ、会場入口を封鎖して、同学部教授会構成員の入室を阻止し、その後も会場の正常な開会・運営を妨害した。

(5) 昭和四七年度第四回人文文学部教授会は、昭和四七年五月四日前項のこともあり余儀なく東京区政会館で行なわれた。菅谷助教授は同会場職員を警告を無視して過激派学生十数人を引きつけて同会場ロビーに入り、同学部教授会構成員に対して教授会のポイコットを煽動するビラを配布して、人文文学部長等が出席を要請したにもかかわらずこれを拒否した。

別紙6-①

不服申立書

次のように不服の申し立てをします。

一、処分を受けた者

- 1 住所 東京都日野市百草団地二ノ六ノ八ノ四〇五
- 2 連絡先 右に同じ(電〇四二五一九二一九七三三)
- 3 職名および勤務場所
- 4 氏名 菅谷 規矩雄
- 5 生年月日 昭和十一年五月九日
- 6 処分を受けた当時の職名および勤務場所 東京都立学校教員 東京都立大学

二、処分者職名および氏名 東京都知事 美濃部 亮吉

三、処分の内容および処分年月日 懲戒免職 昭和四十七年六月十五日

四、処分のあったことを知った年月日 昭和四十七年六月十五日

五、不服申立ての趣旨 処分の取消し

六、処分に対する不服の具体的事由 (別紙)

七、口頭審理の請求 公開口頭審理を請求する

八、添付書類・記録・資料・その他の目録 (別紙)

別紙6-②

処分に対する不服の具体的事由

申立人菅谷規矩雄に対する懲戒処分は、以下の各点にわたり、不

当かつ不法に行われたものである。

- 一、本質の陰蔽
- 二、へ事実へにかんする誤認・歪曲・虚偽
- 三、処分へ事由への不当な拡大・累加
- 四、権利の抑圧
- 五、都議会による介入・干渉

一、本質の陰蔽  
審査事由説明書(資料1)および処分理由説明書(資料2)は、いずれも、わたし(菅谷)がへ授業を行わなかった理由を、なんらあきらかにしていない。またひとりの教員が自らの思想行為としてへ授業拒否を不可避の撰択とするにいたる(へ大学)の情況、都立大学全構成員の責任にふれようとするにない。

この点を明らかにしえなければ、へ教育公務員としての本来の義務を怠った」という判断(資料1、参照)は、そもそも根拠をもちえない。  
また総長命令に従ったかどうかは処分の理由であるならば、この命令がなぜ昭和四十七年度のへ授業にたいしてであって、四十六年度でも四五年度でもなかったかを示さないかぎり、命令は総長自身の怠慢を証明するものでしかありえないだろう。

二、へ事実へに関する誤認・歪曲・虚偽  
処分理由説明書は、かずかずのへ事実へに関する誤認・歪曲・虚偽によつて構成されており、これをへ理由の説明へとみとめることはできない。

ただしここでは説明書別紙(2)の項にかぎっていくつかの点を指摘するにとどめ、(3)以下についてはべつに問題にする。

(1) 総長命令に示された時間割は五クラスにわたっている。しかし説明書は、四月十七日(月)の三クラスのみを云々し、四月十九日(水)から開始される他の二クラスについては「授業」が行われたかどうかについてふれようとはしない。これは正当な判断のくだしかただといえるか。そもそも「授業」が行われたかどうかはだれが判断しうるのか。

四月十七日の「授業」の三クラスの学生にたいして、わたしは「授業」に関する討論を次週以後も続行する意志を言明した。にもかかわらず、右の三クラスの「代表」と称する学生にたいして、四月二十四日の菅谷の「授業」は休講であると独断し、学生たちを欠席せしめたのは教養部長である。

(4) 「同助教授は……黒板に「授業拒否」「解放学校」となどと大書し……この記述は虚偽である。

(5) 四月十七日の「授業」に関する説明書の記述は、右の二点にとどまらず、総体として真たりえていない。

三、処分へ事由の不当な拡大・累加

処分理由五項目のうち、審査事由として予め決められているのは、はじめの二項目にとどまるものであって、他の三項目は「審査事由」にそもそも対応しない。これは、次項でのべる点とも関連して、不法である。

四、権利の抑圧

口頭陳述に関する通知(資料3)において総長はつぎのように指示してきた——「陳述は、さきに手交した審査事由説明書に懲戒処分事由としてあげられた事実に関するものであること」

(1) しかしながら右説明書においても、また陳述の席でも、この「事実」の具体的な対象範囲は、いつさい審査者がわからはあきらかにされていない。すなわち「事実」に関する「陳述」が可能になる条件をあらかじめうばわれたうえで「陳述」を強いられたことになるのである。とりわけ処分理由の(3)、(4)、(5)にかんして「陳述」の権利はかんぜんに圧殺されたままたしは処分されたことになるのである。

(2) 「陳述」はほんらい、審査の対象とされるものの根本的な権利の行使であり、審査者(評議者)はこの権利の行使を最大限可能ならしめる義務を負っている。

にもかかわらず、公開性にかんするわたしの要求をすべて無視し、「陳述」をそもそも不可能ならしめた責を評議会は負わねばならない——この点に関しては「陳述」の記録(録音テープ、速記)が、全面的に公開され検討されねばならない。

五、都議会による介入・干渉

一、の後半部でふれた点、なぜ総長命令の指示する「授業」が四十七年度であつて、それ以前ではなかったかの理由は、本来大学の内部からはどのようにもあきらかにしえない——そうするには、おなじく一、の前半部でのべた点に、思想の次元でこたえねばならない。今年三、四月における都議会企画総務委員会での、都立大学に関連する全発言が、あらためて公開され検討されねばならない。な

ぜなら議会から大学当局にたいして「処分」を強行せよとの圧迫が加えられたと考えられるからである。

今回の処分が、たんにわたしひとりにたいする「職務」の次元での処分ではなく、同時に「授業」拒否「自主講座を根拠として展開されているわたしたちの存在と運動に対する弾圧であることは、不法にも累加された処分理由じたいが語っていることである。そこには人民の根拠にたいする「大学」という権力の挑戦の意志が表明されている。

昭和四十七年八月十四日

菅谷 規矩雄

別紙6-③

添付資料	目録		
資料1、	審査事由説明書	写	二通
資料2、	処分説明書	写	二通
資料3、	口頭陳述に関する通知	写	二通

以上

昭和四十七年八月十四日

菅谷 規矩雄

別紙7

昭和四十七年(不)第五号事件

不服申立人 菅谷 規矩雄  
処分者 東京都知事 美濃部 亮吉

昭和四十七年十月六日

右処分者代理人	吉留 俊雄
東京都参事	島田 信次
右処分者代理人	島田 信次
東京都参事	島田 信次
同	東京都副参事 行 実 勇
同	東京都副参事 関 哲夫
同	東京都副参事 木下 健治
同	東京都副参事 池田 良賢
東京都副参事	池田 良賢

東京都人事委員会 殿



答 弁 書

第一 不服申立ての趣旨に対する答弁  
本件不服申立てを棄却する  
との裁決を求める。

第二 不服申立ての具体的事由に対する答弁

一 処分に対する不服の事由一  
審査事由説明書および処分説明書は、いずれも、不服申立人が「授業を行なわなかった」理由をあきらかにしていないことは認められる。  
主張の趣旨は争う。

二 処分に対する不服の事由一

(イ) 総長命令に示された時間割が五クラスにわたっていることは認める。説明書は、四月十七日(月)の三クラスのみを云々し、四月十九日(水)から開始される他の二クラスについては「授業」が行なわれたかどうかについてはふれようとしていないことは否認する。

すなわち、処分説明書別紙(2)末尾記載の「それ以来本月まで時間割に定められた授業は行なわなかった。」中の時間割に定められた授業に他の二クラスの授業も含まれるものである。四月十七日の「授業」の三クラスの学生に対して、不服申立人が「授業」に関する討論を次週以後も続行する意志を言明したとの点は不知。右の三クラスの「代表」と称する学生に対して四月二十四日の不服申立人の「授業」は休講であると独断し、学生たちを欠席せしめたのは教養部長であるとの点は否認する。

主張の趣旨は争う。

(ロ) (ロ)の事実は否認する。

(ハ) (ハ)の事実は否認する。

三 処分に対する不服の事由三  
否認する。処分理由中、他の三項目については、審査の事由中、「教育公務員としての本来の義務を怠り、」との中に含まれる。

四 処分に対する不服の事由四

前段部分は認める。(イ)記載の事実中、説明書においても、また、陳述の席でも、この「事実」の具体的な対象範囲は、いっさい審査者がわからずあきらかにされていないことは否認する。主張の趣旨は争う。

五 処分に対する不服の事由五

議会から大学当局に対して「処分」を強行せよとの不当な圧迫が加えられたとの点は否認する。  
主張の趣旨は争う。

第三 処分者の主張

本件懲戒処分は、処分説明書でのべたとおり、不服申立人の授業放棄、教授会妨害等の行為が、東京都立大学教員としてその本来の職務を放棄し、同大学管理機関ないし執行機関の命令に違背し、東京都の教育機関としての機能の遂行を妨げたものである。地方公務員法第三〇条、第三二条、第三三条および第三五条の規定に違反するため行なわれたものであって、適法な処分である。

別紙 8

昭和四十七年(不)第五号事件

不服申立人 菅 谷 規矩雄

処 分 者 東京都知事 美濃部 亮 吉

昭和四十七年十月十六日付答弁書に対し左記の通り反ばくします。

昭和四十七年十月三十日

右不服申立人 菅 谷 規矩雄

東京都人事委員会 殿

記

一、処分者の答弁は、総体として不十分であり、そのいずれの点においても処分者の主張は根拠づけられていない。したがってわたしは申立の趣旨および不服の具体的事由各項を再度ここに全面的に主張する。

二、答弁書第二の各点に対して

一——申立書(不服の事由一)の主張通り。

二(イ)——四月十七日の「授業」教室におけるわたしのもっとも重要な意志表示について処分者が「不知」であるということはそもそも処分説明書別紙(2)の判断が「事実」のレヴェルにおよびえない無根拠のものであることを暗示している。

二(ロ)——(イ)とおなじく、答弁は「事実」のレヴェルにおいて、なら根拠をもちえていない。

二(ハ)——(イ)、(ロ)とも関連して、四月十七日以降の「授業」については、処分者の主張はすべて「事実」のレヴェルにおいて、根拠がふたしかである。

三——わたしの主張は(不服の具体的事由三と同四との相連において)、審査における「事実」の具体的な対象範囲をめぐるものである。しかるに答弁はこの点に対応しえておらず、不十分である。

四(イ)——答弁は虚偽をふくんでいる。「陳述」においても評議会は、「事実」の具体的な対象範囲をしめすことを拒否している。

四(ロ)——申立書(不服の事由四(ロ))の通り。

五——答弁は不十分であり、わたしは反証を提示する用意がある。

三、処分者は、答弁第二の一において、不服の具体的事由一に對して「主張の趣旨は争う」と言明した。すなわち、「処分」の「適法」性が、わたしの「授業」拒否の本質にどこまでも及びうると主張するものだ、これは了解される。それゆえわたしは、この「趣旨」が、事由一のみにとどまらず、とりわけ五の前半部および末尾の結論部と不可分のものであることを、あらためて強調しておく。

(1ページのつづき)

命令を勇躍執行して傍聴者を法廷から排除する警察機動隊に、うるむきになって押し出されたとき、マルキよりも背の高い神山君は、たしかになにものかを見たのである。エンツェンスベルガーも、ビュヒナーも、SEDも、処分者たちも、処分の追認者・協力者たちも、このなにものかと結びついて新たな像を結んだ。

そのあと、どのようなかたちであれ彼がひきかえす姿をわたしが二度と見なかったのは、あるいは、わたしがひきかえしつばなしだったから、としか言いようがないには違いないのだが。

あらゆるへ追悼への例にもれず、この文章もまた、死者を口実にしたアルコールの力によってつぶやかれている。

(池田浩士)